

秩父別町デイサービスセンター事業経営戦略

〔北海道雨竜郡秩父別町〕
(指定管理)

2019年3月

秩父別町住民課住民福祉グループ

第1 経営の基本方針

秩父別町デイサービスセンターは、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターとして1995年に事業を開始した。2000年度の介護保険制度創設にあたり介護保険法に基づく通所介護事業所に移行し現在に至る。現在においては、要支援・要介護者等の心身の健康の維持の場・楽しみをもって通える「居場所」として機能しており、今後懸念される認知症在宅高齢者の増加や介護度の重度化に対し、その機能を最大限に発揮して利用者・その家族の身体的精神的負担を軽減することをもって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の推進に資することが期待されている。

経営においては、2007年度から民間のノウハウを活用しサービスの充実を図るため指定管理者制度を導入している。利用料金制を採用しており、指定管理期間を通じて収支が赤字になった場合に指定管理料を支払うこととしているが、現在指定管理料を支払う状況に至ってはいない。今後においては、介護報酬の改定を注視するとともに、大幅な減額改定等状況の大きな変化が生じる場合は対応を検討する。なお、10万円以上の工事・修繕・備品購入等については町が行うこととしていることから、指定管理者と協議のうえ優先度を検討し計画的に必要な措置をとる。

第2 計画期間

本戦略の期間は2018年度から2027年度までの10年間とし、2021年度に見直しを行い、後は3年ごと（指定管理期間中間年度・介護報酬改定年度）に見直しを行う。

第3 投資・財政計画（別紙）

（1）投資についての説明

2015年度に送迎用バスの更新、2017年度に送迎用福祉車両の導入、ホール天井LED照明器具取替工事、2018年度に厨房冷房設置工事を行っており、当面の新規投資的事業の予定はない。しかし、建設から23年が経過し、機械設備等の老朽化による故障等が増加傾向にある。指定管理者において、日常的に施設の丁寧な使用、軽微な修繕を含めた適切な管理を行うとともに、ボイラーや特殊入浴装置等の定期点検を行い、点検の結果に対し必要な措置をとることとする。町においては、必要性の生じた10万円以上の修繕等を町費で都度行うとともに、予防的性格を持つ機器更新等を順位付け、計画的に行うことで施設全体の長寿命化を図る。

【参考：今後修繕等が必要と考えられる箇所等】

- ・ボイラー室減圧弁・バタフライ弁交換
- ・浴槽昇温系統・床暖房系統温水ポンプ交換
- ・脱衣室の補修
- ・ピット内配管老朽化診断

(2) 財源についての説明

指定管理者においては、利用料金収入（介護報酬及び食費）及び指定管理料で施設の運営・管理を行う。指定管理料については、指定管理期間全体で見た決算において赤字決算の場合に支払うこととしており、利用料金収入で運営・管理経費を賄えるよう利用率の維持・向上及び支出の適正化を図るよう指導する。町費での工事・修繕・備品購入等を行う場合は、一般財源での対応が予測されるが、補助事業を積極的に活用し、町費の負担軽減を図る。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

指定管理者において、法令に定められた人員及び運営等に関する基準に則った運営基準に従い運営を行っている。2017年度からは介護ニーズに対応して定員を20人から25人に増やしたところである。職員の給与については、指定管理者により定めることとしているが、介護職員処遇改善加算の取得や積極的な福利厚生の実施を図るよう呼びかけている。

(2) 広域化に関する事項

当面は必要ないものと考えられるが、状況の変化により必要が生じた場合は検討する。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

2004年度には、社会福祉協議会に施設を無償貸与し、民間のノウハウを活用したサービスの向上を図った。2007年度からは一層の高齢化による介護ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、通所介護サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者制度を取り入れており、今後とも指定管理者の主体的な創意工夫により、より一層の利用者のサービス向上と施設の効果的、効率的な運営を図る。

【参考：指定管理者の推移】

- ・2007年度 秩父別町社会福祉協議会
- ・2008年度～2016年度 社会福祉法人幸鐘会
- ・2017年度～2019年度 株式会社ポポ

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

外部研修への積極的な参加、内部研修の実施によりスタッフの資質を向上させることで、サービスの充実を図り、利用率の維持に努める。加えて、サービスの充実が加算に結びつくよう、ケア内容の組み立てを検討していく。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足がある場合の解消策

本計画期間においては特に問題ないものとする。

(6) 資金管理・調達に関する事項

介護報酬の適切な算定・請求により収入の適正化を維持するとともに、経営の効率化により支出の適正化を図るよう指導する。

(7) 情報公開に関する事項

ホームページやSNSを用いて、情報公開及び取組の紹介を行っていく。

(8) その他重点事項

指定管理者制度を十分に活用し、地域に密着し開かれた施設として住民に認知されるよう、指定管理者の創意工夫を求める。外部研修や学校での学習の場として活用し、介護の現場に触れてもらうことで、介護に関する知識の普及を図る。

(9) 資料・管理指標

【利用実績】

年 度	営業日数	一日平均利用者	利用延べ人数	介護報酬
2016年度	308日	16.7人	5,115人	41,760,790円
2017年度	307日	19.6人	6,006人	51,115,120円
2018年度（見込）	306日	20.9人	6,460人	54,835,267円

【管理指標】

年 度	利用率	一人あたり介護報酬
2016年度（実績）	83.0%	80,464円
2017年度（実績）	78.3%	85,334円
2018年度	83.5%	88,826円
2019年度	84.3%	88,999円
2020年度	85.0%	89,172円
2021年度	85.0%	89,172円
2022年度	85.0%	89,172円
2023年度	85.0%	89,172円
2024年度	85.0%	89,172円
2025年度	85.0%	89,172円
2026年度	85.0%	89,172円
2027年度	85.0%	89,172円

※利用率：年間利用延人数÷年間定員延人数×100

※一人あたり介護報酬：介護報酬年間合計÷年間利用実人数の延べ数

